

3	年	保	存
機	密	性	2
平成 24 年 9 月 20 日から 平成 27 年 9 月 19 日まで			

基監発 0920 第 2 号  
平成 24 年 9 月 20 日

都道府県労働局労働基準部長 殿  
(岩手・宮城・福島労働局を除く。)

厚生労働省労働基準局監督課長  
( 契 印 省 略 )

東日本大震災の被災地における建設業附属寄宿舍の  
労働基準関係法令の遵守の徹底について

建設業附属寄宿舍（以下「寄宿舍」という。）の労働基準関係法令の遵守の徹底については、平成 13 年 5 月 11 日付け基発第 441 号「建設業附属寄宿舍における労働基準法等関係法令の遵守の徹底について」等により指示されており、また、東日本大震災に伴う岩手、宮城及び福島県内の災害復旧工事等に係る寄宿舍の法定基準の当面の確保については、平成 23 年 7 月 11 日付け基監発 0711 第 2 号「東日本大震災に伴う災害復旧工事等に係る建設業附属寄宿舍の法定基準の確保について」により指示したところである。

現在、岩手、宮城及び福島労働局（以下「被災 3 局」という。）管内においては、東日本大震災に伴う復旧・復興工事の本格化に伴い、多くの寄宿舍が設置されており、建設業附属寄宿舍設置届（以下「設置届」という。）等の届出件数も、本年度に入ってから大幅に増加している。

このような状況の中、従来寄宿舍を設置した経験の乏しい建設会社等が、新たに放射性物質により汚染された土壌等の除染作業を請け負うなどのため、県外から多くの労働者を募集しており、中には設置届を届け出ることなく寄宿舍を設置若しくは変更する、又は寄宿舍を変更した結果、避難階段が使用できないなど法定基準を満たさない状況となっている等の事案が認められるところであり、今後、同種事案の増加も懸念される。

このため、被災 3 局に対し、別添のとおり通知したところであるので、了知するとともに、下記により対応されたい。

記

自局管内に東日本大震災に伴う復旧・復興工事又は除染作業等を請け負う大手建設事業者又はその下請事業者の本社、支社等が所在する場合には、集団指導等の各種機会に、パンフレット「建設業附属寄宿舍規程の主な内容 望ましい建設業附属寄宿舍に関するガイドライン」等を活用して、関係法令等の周知を図ること。

3	年	保	存
機	密	性	2
平成 24 年 9 月 20 日から 平成 27 年 9 月 19 日まで			

基監発 0920 第 1 号  
平成 24 年 9 月 20 日

岩手・宮城・福島労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長  
( 契 印 省 略 )

東日本大震災の被災地における建設業附属寄宿舍の  
労働基準関係法令の遵守の徹底について

建設業附属寄宿舍（以下「寄宿舍」という。）の労働基準関係法令の遵守の徹底については、平成 13 年 5 月 11 日付け基発第 441 号「建設業附属寄宿舍における労働基準法等関係法令の遵守の徹底について」（以下「基本通達」という。）等により指示されており、また、東日本大震災に伴う岩手、宮城及び福島県内の災害復旧工事等に係る寄宿舍の法定基準の当面の確保については、平成 23 年 7 月 11 日付け基監発 0711 第 2 号「東日本大震災に伴う災害復旧工事等に係る建設業附属寄宿舍の法定基準の確保について」により指示したところである。

現在、岩手、宮城及び福島労働局（以下「被災 3 局」という。）管内においては、東日本大震災に伴う復旧・復興工事の本格化に伴い、多くの寄宿舍が設置されており、建設業附属寄宿舍設置届（以下「設置届」という。）等の届出件数も、本年度に入ってから大幅に増加している。

このような状況の中、従来寄宿舍を設置した経験の乏しい建設会社等が、新たに放射性物質により汚染された土壌等の除染作業を請け負うなどのため、県外から多くの労働者を募集しており、中には設置届を届け出ることなく寄宿舍を設置若しくは変更する、又は寄宿舍を変更した結果、避難階段が使用できないなど法定基準を満たさない状況となっている等の事案が認められるところであり、今後、同種事案の増加も懸念される。

このため、被災 3 局における建設業附属寄宿舍規程（以下「建寄程」という。）等関係法令の遵守について、下記により改めて徹底することとするので、その対応に遺漏なきを期されたい。

記

1 関係法令等の周知徹底

国や地方公共団体の建設担当部署、除染作業の発注担当部署等に対し、パンフレット「建設業附属寄宿舍規程の主な内容 望ましい建設業附属寄宿舍に関するガイドライン」の配布について協力依頼を行うなどにより、復旧・復興工事に従事する事業場に広く関係法令等を周知すること。

2 寄宿舍の確実な把握

管内の寄宿舍の設置状況については、監督指導・安全パトロール等において、元方事業者はもとより関係請負人の寄宿舍の有無についても確認する等により、漏れなく把握するよう徹底すること。

3 積極的な監督指導の実施等

基本通達等に基づいて適切な監督指導を実施すること。その際、特に以下の事項に留意すること。

(1)

(2) 監督指導に当たっては、別紙の監督付表を活用する等により、建寄程の履行状況を確認し、法違反を認めた場合には所要の措置を講じるとともに、平成6年9月28日付け基発第596号「望ましい建設業附属寄宿舍に関するガイドラインについて」別添1の「望ましい建設業附属寄宿舍に関するガイドライン」の遵守についても確実に指導を行うこと。

(3) 監督指導の結果、昭和59年3月31日付け基発第158号「建設業附属寄宿舍に係る消防機関への通報制度について」により、



